

勝山市監査公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年3月25日

勝山市監査委員 藤村 敏夫
勝山市監査委員 帰山 寿憲

令和3年度 財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査種別 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 対象施設 勝山市ジオターミナル
勝山市道の駅「恐竜渓谷かつやま」
指定管理者 勝山市観光まちづくり株式会社
市担当課 商工観光・ふるさと創生課
- 3 監査期間 令和3年12月1日～令和4年1月27日
- 4 監査対象年度 令和2年度及び令和3年度（一部）
- 5 監査対象事項 指定管理業務に係る出納及びその他の事務

6 監査方法

令和2年度及び令和3年度における指定管理に係る出納その他の事務について、法令、基本協定書等に沿って適正に執行されているかを主眼において実施した。監査に当たっては、市担当課及び指定管理者より関係書類の提出を求め審査をするとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

なお、今回の監査は、専門的効果的な監査を実施するため、公認会計士による専門的知識を得て実施した。

7 指定管理の状況

(1) 勝山市ジオターミナル

指定管理者 勝山市観光まちづくり株式会社
 指定管理期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年）
 指定管理料 令和2年度 11,633,000円
 令和3年度 11,633,000円
 納付金 使用料：収入額の5%を納付
 自主事業納付金：売上額の5%を納付

施設利用状況

区分	令和2年度	令和3年度(R3.4～R3.10末)
入館者数	284,532人	172,998人
		昨年度同期 170,223人
使用料納付金	6,132,963円	3,470,232円
		昨年度同期 3,749,437円
自主事業納付金	30円	774円
		昨年度同期 0円

(2) 勝山市道の駅「恐竜渓谷かつやま」

指定管理者 勝山市観光まちづくり株式会社
 指定管理期間 令和2年5月1日～令和4年3月31日（1年11ヶ月）

指定管理料 令和2年度 16,529,688 円
 令和3年度 18,107,000 円

施設利用状況

区 分	令和2年度	令和3年度(R3.4～R3.10末)
入館者数	306,255 人	209,091 人 昨年度同期 192,377 人

8 監査結果

監査の結果、おおむね適正に指定管理施設の管理運営がなされていると認められたが、別紙のとおり改善を要するものなどが見受けられた。

今後の事務執行にあたっては、これらを十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じるとともに、改善の措置を講じたときは遅滞なく通知されたい。

9 意見

勝山市観光まちづくり株式会社におかれては、新型コロナウイルスの感染拡大が継続する中で、企業努力により良好な経営状態を保たれている。

本県や本市を取りまく誘客拡大のチャンスを捉えた観光の産業化の推進に向けて市当局と協働し、今後の更なる発展に期待するものである。

○共通事項（市担当課、指定管理者）

【指摘事項】

1 指定管理施設の収支報告について

指定管理施設の収支報告については、4月から3月までの年度で行うが、指定管理者の決算日が令和2年度に3月31日から11月30日に変更されたことにより、収支報告の金額と会計帳簿の金額の一致が容易には確認できない状況にあった。

また、収支報告の勘定科目体系と会計上の勘定科目体系が異なるため、収支報告用に手集計が必要となり事務が煩雑化している。

決算日を従前の3月31日に戻すことや、会計上の部門や勘定科目を収支報告が容易に作成できるように設定することを検討されたい。

2 指定管理施設の月次報告について

指定管理施設の月次報告については、仕様書に報告事項が定められているが、施設利用状況及び収入実績以外の項目について報告が見受けられなかった。

施設管理経費等の収支状況、修繕実施状況、事故、苦情等の内容及びその対応について、仕様書に基づく報告を徹底されたい。

【指導事項】

1 自主事業の承諾と納付金について

勝山市ジオターミナルにおける自主事業の実施については、基本協定書第39条による市の承諾と第25条による売上額の5%納付が定められている。

令和2年度に実施した自主事業の一部について、手続きがなく、納付金も納められていない事例が見受けられた。

自主事業の実施については、協定書に基づく手続きを遵守し、納付金の漏れがないよう注意されたい。

2 備品管理について

勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」の備品の管理対象については、基本協定書第6条に定められているが、指定管理者の備品台帳と現物が一致していないものが一部見受けられた。

指定管理者の備品台帳を修正するとともに、市の備品については、シール等で番号を表示するなど適正に管理されたい。

○指定管理者（勝山市観光まちづくり株式会社）

【指導事項】

1 退職給付引当金の計上について

退職金については、就業規則第40条及び第41条に定められていることから、退職給付引当金の計上を行う必要があるため、適正に対処されたい。

【所 見】

1 決算諸表の表示について

- (1) 個別注記表に「1. 継続企業の前提に関する注記」のタイトルが記載されているが、その内容が記載されていない。問題がないのであれば「該当なし」と記載するか、タイトルを記載しないことが考えられるので、適正に処理されたい。
- (2) 資産の評価基準について、棚卸資産の評価基準及び評価方法を記載すべきであり、適正に処理されたい。

○市担当課（商工観光・ふるさと創生課）

【指摘事項】

1 使用料に係る消費税の取扱いについて

指定管理者はジオターミナル内の物販、飲食事業での収入額の5%について、使用料として市に納付することになっており、当該収入について、消費税抜きの売上高を根拠として算出し、算出結果に消費税はかけていない。

一方で、使用料は消費税法上課税取引となっている。対象法人では税抜き金額で算定した使用料について、課税取引として会計処理しているため、実質的5%÷1.1分の負担率となっている。

使用料にかかる消費税の取扱いについて、他の指定管理施設との兼ね合いも含め協定書等に具体的に明記されたい。

令和3年度 財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査種別 財政援助団体監査
- 2 監査対象 勝山市観光まちづくり株式会社
市担当課 商工観光・ふるさと創生課
農林政策課
- 3 監査期間 令和3年12月1日～令和4年1月27日
- 4 監査対象年度 令和2年度及び令和3年度（一部）
- 5 監査対象事項 下記補助事業（委託事業）に係る出納及びその他の事務

年度	補助事業名（または委託事業名）
令和2年度	恐竜博物館再開記念「勝ち山」満載キャンペーン業務委託
	勝ち山飯プレミアム付お食事券発行業務委託
	勝山しごと人「発掘・体験・推進」事業業務委託
	ふるさと農林産物等詰め合わせ発送事業業務委託
	勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」恐竜マルシェ事業
	勝山市農地活用支援事業（道の駅出荷奨励事業）補助金
	勝山市道の駅農林産物等販売促進業務委託
令和3年度	道の駅PRイベント開催業務委託
	勝山しごと人「発掘・体験・推進」事業業務委託

6 監査方法

令和2年度及び令和3年度における補助（委託）事業に係る出納及び事務処理について、適正に執行されているかを主眼において実施した。監査に当たっては、対象団体及び市担当課より関係書類の提出を求め審査をするとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

なお、今回の監査は、専門的効果的な監査を実施するため、公認会計士による専門的知識を得て実施した。

7 監査結果

監査の結果、補助（委託）事業に関する事務の執行状況について、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり改善を要するものなどが見受けられた。

今後の事務執行にあたっては、これらを十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じるとともに、改善の措置を講じたときは遅滞なく通知されたい。

○勝山市観光まちづくり株式会社

【指導事項】

1 再委託の事務手続きについて

勝山しごと人「発掘・体験・推進」事業業務委託について、仕様書で再委託等の制限が規定されているが、市への事前の書面報告等の手続きなく再委託を行っていた。業務の履行にあたっては、仕様書に基づく手順を遵守されたい。

○市担当課（商工観光・ふるさと創生課）

【指摘事項】

1 前回の監査結果に係る対応について

前回（H30年度）監査において、補助金収入にて取得した固定資産の処分制限期間を明確にするよう指導したところである。

担当課より、規則の改正等について総務課と協議する旨通知を受けているが、実際は協議がなされていないようであった。

前回の監査結果に対し、検討がされていないことは遺憾であり、適正に対処されたい。

【指導事項】

1 委託業務の適正な履行確認と事業効果について

勝山しごと人「発掘・体験・推進」事業業務委託について、仕様書で再委託等の制限を規定しているが、受託者からの事前の書面報告等の手続きなしに再委託が行われており、履行確認が不十分であったので注意されたい。

また、同業務は、市内企業における人員の確保や採用力の向上、雇用のミスマッチ解消などを目的として仕様書に定める各種事業を委託しており、これまで複数年実施されているが参加人数や企業数は十分でないように見受けられた。

今後は事業目的の実効性が高められるよう、受託者の意見も取り入れながら、事業効果の検証や計画へのフィードバックを積み重ねられたい。

○市担当課（農林政策課）

【指導事項】

1 補助金交付決定に係る審査について

勝山市農地活用支援事業（道の駅出荷奨励事業）補助金について、要綱第6条の規定により、補助対象事業者は道の駅の指定管理者にあらかじめ補助金の申請、交付に係る事務を委任することとされているが、一部委任状がないまま補助金が交付されていた。

補助金の交付決定に係る審査については、要綱の規定に基づき適正に行われたい。

2 業務委託における個人情報の取扱いについて

ふるさと農林産物等詰め合わせ発送事業業務委託について、個人情報の取扱いがあるが、その措置については、個人情報保護条例第12条の規定に基づき仕様書に明記されたい。